

【 検査 】

623 子宮腔部組織採取（子宮腔部癌疑い等）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD418「2」子宮腔部組織採取の算定は、原則として認められる。

- (1) 子宮腔部癌疑い
- (2) 子宮断端癌疑い

○ 取扱いを作成した根拠等

子宮腔部癌は子宮頸部の腔部側（外子宮口）、子宮断端癌は子宮頸部の子宮側（内子宮口）の悪性腫瘍である。子宮腔部組織採取は、悪性腫瘍の病理診断目的で子宮腔部組織の一部を鉗子で採取するものであり、上記傷病名に対する臨床的有用性は高いと考えられる。

以上のことから、上記傷病名に対するD418「2」子宮腔部組織採取の算定は、原則として認められると判断した。